

用語解説

あ行

あいサポート運動

地域の誰もが多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っている時に「ちょっとした手助け」を行うことにより、障がいの有無に関わらず、すべての人が住みやすい社会の実現を目指すもの。(P44, P47, P135)

ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称。(P10, P13, P127, P129)

アセットマネジメント（資産管理）

水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するため、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する活動を示す。(P106)

あそびの学校

関沢児童館が実施している館外事業。市内の公園で午前と午後、未就学児とその保護者や小学生を対象に工作や集団あそびを通じて交流の場を提供している。(P20)

安全安心なまちづくり防犯推進計画

富士見市安全安心なまちづくり防犯条例に基づく推進計画で、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。(P111)

いじめ防止基本方針

富士見市いじめ防止条例の規定を具体化し、市全体でいじめの防止などに取り組むためのガイドライン。(P11, P13)

いじめ防止サポーター制度

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくるため、「いじめ防止サポーター」事業所・団体として認定し、地域でのいじめ防止の促進と気運を高めていく制度。(P22)

いじめ防止条例

いじめ防止対策推進法に基づく、いじめの防止等に関する基本理念を定め、学校や保護者、市民などの責務や役割を定めた条例。(P11, P20, P22)

一部事務組合

複数の市区町村が、消防やごみ処理など、事務の一部を共同で行うために設置する組織。(P134, P135)

一店逸品運動

各店舗が、専門店として自信をもってオススメできる商品や独自のサービスを開発・提供することで、消費者にアピールしていく運動。(P77, P81)

一般廃棄物処理基本計画（第2次）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、一般廃棄物の適正な処理を行うため、市に策定が義務づけられている計画。ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画からなる。(P92)

NPO

Non Profit Organization（非営利組織）の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体。(P9, P55, P121, P122, P123)

LED化

交換費用や電気料金を削減するため、LED（発光ダイオード）照明に切り替えること。(P76, P95)

LGBT

Lesbian（レズビアン：女性の同性愛者）、Gay（ゲイ：男性の同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル：両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー：生まれた時の法的、社会的性別とは異なる性別で生きる人、生きたいと望む人）の頭文字の略。(P53)

オープンスペース

都市の中の公園、広場などの開放された空間。(P97)

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖めることで温室効果をもたらす、二酸化炭素やメタンなどのガスの総称。(P92, P95)

か行

介護支援ボランティアポイント事業

高齢者の社会参加を促すことで、介護予防を進める事業。高齢者が介護保険サービス提供事業所などでボランティア活動を行うと、その時間と回数に応じてポイントが付与され、活動実績が評価される。(P29, P41)

ガスバルク（タンク）

液化ガスの供給について、ボンベ運搬方式ではなく常設のタンクに供給するシステム。災害時には、タンクから各種機器にガスを供給できるため、災害への備えにもなるエネルギー供給法とされている。(P110)

学校運営支援者協議会

学校の管理運営に保護者や地域の支援を積極的に取り入れ、「特色ある学校づくり」や「開かれた学校づくり」の推進のため、保護者、地域住民、学識経験者などで構成した組織。(P16)

学校応援団

学校における学習活動、安全・安心確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。(P10, P15)

家庭児童相談員

児童福祉法に基づいて福祉事務所に設置された家庭児童相談室で、家庭における児童の健全な養育・福祉の向上を目的に相談や指導を行う人。(P9, P48)

環境基本計画（第2次）

富士見市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(P92, P93)

がん対策推進基本計画

がん対策基本法に基づき、平成19年に厚生労働省が作成し、新たに平成24年度に見直しが行われた計画。5年以内の目標として、がん検診の受診率50%以上を掲げている。(P25)

基礎学力定着支援員

基礎学力の定着や個々人に応じたきめ細かな学習指導の充実を目指し、教員免許所有者を「基礎学力定着支援員」として本市では全小学校に配置。(P14)

教育活動サポーター

地域子ども教室において、活動プログラムの実施をサポートしたり、子どもたちの安全を管理したりする方。(P21)

行政評価

市が行う事業などについて、成果や達成状況などを検証し、その結果を事業などの改善や予算に反映すること。(P128)

協働事業提案制度

市民と市がそれぞれの役割と責任を担い協力して取り組む協働事業により、公共的な課題の解決を図るとともに、市民のアイデアをいかしたまちづくりの推進を目的とした制度。(P122)

協働によるまちづくり講座

市民にまちづくりに関する情報や学習の機会を提供するため、市民や団体主催のセミナーなどに市職員を講師として派遣する事業。(P56, P123)

キラリと輝く創生総合戦略

人口の動向や将来展望などの調査・分析を行い、人口減少の克服と本市をさらに輝かせ、賑わいと魅力を向上させていくための成長戦略。(P128)

ケアマネジメント

介護などの福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法。(P37)

芸術監督制度

劇場などにおいて、運営や自主企画事業に携わる芸術監督を置くこと。(P60, P81)

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。平成12年にWHO（世界保健機関）が提唱した指標。埼玉県では、65歳に達した県民が介護保険制度の要介護2以上になるまでの期間を健康寿命としている。(P25)

健康マイレージ事業

ウォーキングや健康づくり事業への参加により、ICT（情報通信技術）を活用して付与されるポイントを貯め、その獲得したポイントに応じた特典を受けられることができるもの。(P26)

健康ライフ☆ふじみ（富士見市健康増進計画・食育推進計画）

市民一人ひとりが主体的に健康な生活を送れるよう、健康増進と食育推進の2つの分野を柱として、健康づくり施策を一体的に取りまとめて策定した計画。
(P25, P26)

健全な財政運営に関する条例

社会経済情勢が大きく変化していく中で、地方分権時代にふさわしい市民自治に基づくまちづくりを推進するため、財政規律の下での健全な財政運営を目指した条例。(P132)

公共施設等総合管理方針

市が所有している公共施設等について、老朽化、財政状況、利用需要の変化などを踏まえ、長寿命化・更新・統廃合などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設等の最適な配置の実現を目的にした方針。
(P127, P130)

合同防災訓練

災害などに備え、単独の組織や団体だけでなく、複数の市や地域が連携・協力し、合同で実施する防災訓練。(P110)

洪水ハザードマップ

大雨によって河川が氾濫した場合に浸水する範囲などを予想した地図。
(P114)

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）

本市の地域包括支援センターの愛称。地域包括支援センターとは、高齢者などの心身の健康保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業などを地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関。
(P36, P39, P40)

コーディネーター（地域子ども教室）

地域子ども教室において、保護者などに対する参加の呼びかけ、学校や関係機関、地域の団体などとの連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた活動プログラムの企画などを行う方で、各教室に配置している。(P21)

ココシル☆ふじみ

富士見市地域活性化研究会（愛称：ふじみ☆ラボ）で作成・運営している観光情報や地域情報発信サイト。スマートフォンやタブレットで閲覧可能なアプリケーションと、パソコンから閲覧可能なウェブ版がある。市内の店舗・イベント・文化財・散策コース情報などを掲載している。（P83）

子育て支援センター

鶴瀬西交流センター内にあり、民間保育所（園）における地域子育て支援センターなどと連携しながら、相談・支援・情報提供・子育てサークルの育成などを行う場。（P4, P6）

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。（P5）

子ども会育成会

それぞれの地域の子どもたちの社会性を育み、発達を促すために行う地域活動であり、子ども会活動の支援・指導を行う組織。（P21）

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法の基本指針に基づく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他業務の円滑な実施に関する計画。また、市の子ども・子育ての総合計画。（P3, P5）

子どもスポーツ大学☆ふじみ

市内の小学4～6年生を対象に、プロまたは社会人のスポーツ選手などを講師として招き、一流のプレーを体験する機会を創出する事業。平成26年度開校。（P64）

子ども大学☆ふじみ

子どもの学ぶ力や生きる力を育み、大学やNPO法人などとの連携で、地域の教育力を向上することを目的として平成24年度に開校。実行委員会を組織し、企業などの協力も得ながら開催している事業。（P11, P16, P17）

子ども読書活動推進計画（第2次）

子どもの読書活動推進を目的とした各関係施設の様々な取り組みに関する計画。（P56）

子どもの権利条約

正式名は、「児童の権利に関する条約」で、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。(P22)

子ども文化芸術大学☆ふじみ

子どもたちに優れた文化芸術とふれあう機会をつくり、豊かな感性や創造性、表現力を育むことを目的として平成27年度に開校した事業。(P61)

子どもを守る地域協議会

虐待を受けている児童、指導・支援・保護を必要とする児童と保護者及び指導を要する妊婦の早期発見と対応を協議する会議。(P9, P48)

さ行

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの自然の力で作るエネルギーのこと。(P92, P95)

財政健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標のこと。このうち1つでも一定基準以上となった場合には財政健全化計画を、将来負担比率を除く3指標のうち、1つでも一定基準以上となった場合には財政再生計画を作成し、財政を健全化しなければならない。(P132)

財務諸表

単式簿記を基本とする公会計では把握しにくい、資産や負債、行政サービスにかかったコストなどを明らかにするため作成する、バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書のこと。(P132)

産業振興条例

産業振興施策の基本となる理念を定め、市、事業者、産業経済団体及び市民などの役割を明らかにするとともに、相互に連携・協力して産業振興施策を推進することにより、地域経済の活性化と市民生活の向上に寄与することを目的とする条例。(P71, P75)

ジェネリック医薬品

医薬品の製造方法などに関する特許が切れた後に、別の医薬品製造会社が同じ有効成分でつくる薬のこと。最初に開発された薬よりも価格が安い。(P50)

市街化区域

すでに市街地を形成している区域や概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を進めるべき区域。(P87, P88, P97, P106)

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。(P87, P88, P106)

歯科口腔保健推進計画 ～歯っぴーライフ☆ふじみ～

富士見市歯と口腔の生涯健康づくり条例に基づき、歯と口腔の分野からの健康づくりの取り組みを推進するために策定した計画。(P25, P26)

自主財源

市の収入のうち、市税、手数料、財産収入、寄附金、諸収入など、国や県に依存しないで独自に調達できる財源。(P132, P133)

自主防災組織

災害から自分たちの地域を守るため、町会などにより自主的に作られた組織。(P33, P110, P111)

自主防犯組織

防犯パトロール、防犯広報、環境浄化、子どもの見守り、危険箇所点検などの防犯活動を実施しているボランティア団体。(P111, P115)

自治基本条例

市民の知恵と力を生かした豊かな自治を推進するため、市政への市民参加や、市民と市の協働によるまちづくりの基本となる事項を定めた条例。(P121, P122)

指定管理者制度

市が設置した市民文化会館や体育館などの管理・運営を株式会社、公益法人、NPO法人などに包括的に行わせることができる制度。(P126)

市民意識調査

福祉、教育、道路などの都市基盤づくりなど、市の取り組みに対する評価や今後のまちづくりに対する要望などについて、市民の考えを伺い、住みよいまちづくりを一層進めるため、3年毎に実施している調査。調査は、市内在住で満18歳以上の男女3,000人を無作為で抽出して実施。(P31, P100, P126)

市民学芸員

水子貝塚及び難波田城資料館において、来館者に対する展示資料の解説や主催事業の協力などを行う市民ボランティア。市民学芸員養成講座の修了者による登録制度をとる。(P66)

市民後見人

認知症などにより判断能力が不十分になった方に支援できる親族がない場合、市民が行う成年後見人のこと。(P39)

市民人材バンク

市民参加による生涯学習を進めるため、幅広い分野における人材を発掘し、その情報を提供することにより、市民の多様な学習や活動を支援するシステム。(P38, P56)

市民緑地

まちの中の雑木林などについて、その土地の所有者と市が契約を結び、市が一定期間その土地を管理して住民が利用できるようにすること。20年以上の長期契約をすることが多い。(P89, P90)

手話言語条例

手話を言語と認め、聴覚障がい者が暮らしやすい地域社会を目指すことを定めた条例。(P44, P47)

小1プロブレム

小学校に入学したばかりの小学校1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話が聞けないなどの状態が数カ月継続する状態。(P11, P19)

生涯学習推進基本計画

市民が自発的・主体的に学習・活動でき、「市民参画」の仕組みに基づいた豊かに暮らせる富士見市を実現していくことを基本理念に、情報・学習機会・施設・人材の面から市民の学習活動を支援する計画。(P57)

障害者差別解消法

障害者基本法の理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。(P44, P47)

障がい者相談支援センター

障がいのある人の様々な問題の相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援などを行う。(P44)

商業活性化ビジョン（第2次）

事業者や消費者ニーズにあった商業活性化の基本方針を明らかにするとともに、実行性のあるアクションプランを位置づけ、地域商業の振興や大規模商業施設の立地に伴う相乗効果を発揮させることを目的として策定された計画。(P75, P77)

少人数指導加配教員

個々人に応じたきめ細かな指導を行うため、定員よりも多く配置される教員のこと。(P14)

昭和56年以前の建築物の耐震性

建築基準法の耐震規定が強化された昭和56年以前の建物は、旧基準で建築されているため耐震性が劣ると言われている。(P111)

食育推進室

ピアザ☆ふじみ内にあり、「食育」に関する健康づくりの拠点となる場。大学や様々な団体などと連携しながら、料理教室などの講座を開催している。また、市民も利用できる調理室。(P27)

食生活改善推進員協議会

地域において健全な食生活や生活習慣の定着を図り、市民の健康づくりを推進するボランティア団体。「ヘルスメイト」ともいう。養成講座を受講することで協議会員になることができる。(P27)

調べ学習

児童生徒が自分の課題テーマに沿って、図書館の本や新聞、インターネットなどで情報を調べ、収集し、調べた内容をわかりやすくまとめて作品にしたり、発表したりする学習。(P13)

シルバー人材センター

高齢者の社会参加の機会と生きがいの充実を図るとともに、地域社会に貢献することを目的として設置されている団体。(P37, 39)

自立支援協議会

地域における障がい者などへの支援体制の課題について情報を共有し、連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの。(P47)

水道ビジョン（改訂版）

水道水の安全で安定的な供給や健全な事業運営に資するため、今後の水道事業経営の基本方針や実施方策を示したビジョン。(P106)

スクールガード

登下校時に児童生徒の安全を確保するため、地域と連携・協力した学校安全のボランティア。(P16)

スクールガードアドバイザー

小学校の通学路や校内を定期的に巡回し、危険箇所などを各学校に伝達する。また、スクールガード・リーダーの統括的役割を果たすボランティア。(P16)

スクールボランティア

教員を目指す大学生などによる、授業の補助や教育上の支援を必要とする児童生徒の補助を行うボランティア。(P17)

すこやか支援員

小・中・特別支援学校で、教育上特別な支援の必要な児童生徒に、日常生活動作の介助や学習活動上の困難に対する支援を行う人。(P15)

スポーツ推進委員

スポーツ基本法に基づき、教育委員会が委嘱し、非常勤職員として市のスポーツ推進のため、スポーツやレクリエーションに関する指導や助言を行う人。(P64)

スポーツ推進計画

スポーツ基本法に基づき、市民が世代や性別、障がいの有無を問わず生涯を通じてスポーツに親しむことができるよう、総合的、計画的にスポーツの振興を図るための計画。(P64)

生活サポートセンター☆ふじみ

生活や仕事などの困り事に対し、専門職員が、一人ひとりの状況に応じた支援を行う相談機関。富士見市社会福祉協議会への委託により実施。(P50)

生活習慣病

食生活、喫煙、飲酒などの生活習慣が、発症や進行に大きく影響を与える病気。糖尿病や高血圧など。(P25)

生産緑地地区

市街化区域内の農地のうち、生活環境の保全などに相当の効果があり、将来、公園・緑地などの公共施設の予定地として適していると指定された緑地。(P87)

青少年育成市民会議

青少年の健全育成を目的とした、青少年育成関係団体と個人からなる組織。(P20, P21)

青少年相談員

埼玉県知事から委嘱を受け、地域の子どもたちのよき友、よき理解者となって、子どもたちの健やかな成長を助けるために活動する、概ね20歳～30歳のボランティア。(P21)

成年後見制度

認知症や知的及び精神障がいなどで、判断能力が不十分な人を対象に、本人の意思や利益を考えて財産管理を法的に保護・支援する制度。(P36, P39)

成年後見センター☆ふじみ

認知症などにより、本人自身での契約や財産管理などが困難になった方の権利を守るため、成年後見制度の利用支援、後見業務、市民後見人の育成などを行っている機関。(P36, P39)

セクシャル・ハラスメント

性的な言動による嫌がらせ行為のこと。略してセクハラという。相手の意に反して、性的な言動によって相手に不利益を与えたり、相手が不快に感じる行為を行うとセクハラに該当する。(P55)

セクシャルマイノリティ

同性愛者や性別に違和感を覚える人などの総称。「性的少数者」「ジェンダー・マイノリティ」「性的マイノリティ」などとも呼ばれ、「LGBT」もセクシャルマイノリティに含まれる。(P53, P54)

創業支援事業計画

産業競争力強化法に基づき、地域における創業率の引き上げのため、市が民間の創業支援事業者（地域金融機関、NPO法人、商工会等）と連携し、ワンストップ相談窓口の設置や創業塾の開催などの創業支援事業を実施することを定めた計画。（P78）

総合防災訓練

地域、消防、警察、行政などがそれぞれ連携し、災害時に想定される応急・復旧対策などを総合的に実施・検証する防災訓練。（P110）

た行

体験農園

農家が自らの農業経営の一環として開設する農園。農家の指導・管理のもと、土地の貸し借りを伴わずに農業体験が可能。（P74）

タウンミーティング

これからのまちづくりに活かすため、市政への意見や提案などを市民と市長が対話する集会。（P122, P124, P125）

男女共同参画推進条例

男女が対等なパートナーとして参画し、共に責任を担う社会の実現にむけて、基本理念を定めるとともに、これに基づく市の施策を総合的かつ計画的に推進するための条例。（P54）

男女共同参画プラン（第3次）

富士見市男女共同参画推進条例の理念に基づき、思いやりと活力に満ちた地域社会が形成された魅力ある富士見市を築くことを目指した施策の計画。（P53）

地域活性化研究会（愛称：ふじみ☆ラボ）

魅力づくりや観光事業に関する調査や学習を行い、本市の活性化を目的とした市民組織。観光事業やマスコットキャラクター「ふわっぴー」を活用した事業を行っている。（P81）

地域公共交通会議

地域公共交通会議条例に基づき、市民生活に必要な公共交通の確保や利便性の向上を図るため、市内循環バスをはじめ、市内公共交通のあり方について協議する会議。（P103）

地域子ども教室

学校などを活用して、安全、安心な子どもたちの居場所を設け、地域の大人が指導者となって週末や放課後、長期学校休業日にスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動などを実施する教室。(P20, P21)

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、国が自治体に構築を進めているもので、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。(P36, P37)

地域防災計画

災害対策基本法に基づいて、災害にかかる予防対策や応急・復旧対策などに関し、市及び関係機関、市民、企業・事業者が行うべき事務・業務の大綱を定めた計画。(P110, P112)

地域まちづくり協議会

概ね小学校区を活動地域として、その地域住民や事業を行う個人・企業などが地域の課題を住民主体で話し合い、解決に向けて取り組んでいく組織。(P122, P123)

地域密着型サービス事業所

市が指定し、原則として事業所が所在する市の居住者が利用できる介護保険サービスを提供する事業所。(P37, P40)

地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、本市から排出される温室効果ガスを削減するための施策を定めた計画。(P92, P95)

地区計画

道路・公園・広場などの配置や規模、建築物の形態・用途・敷地などに関する事項を定めた総合的な計画。これにより、開発行為や建築行為を規制誘導し、地域の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全する。(P87, P91, P97, P98)

地産地消

地域で生産された農産物について、直売所での販売や、学校給食への供給などにより、その地域で消費すること。(P71, 72)

中1ギャップ

小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができない状態。(P11, 14)

中学校学習支援員

生徒一人ひとりに確かな学力の定着を図るため、中学校において教科指導の補助、及び個別の学習の指導・支援を行う職員。(P14)

中期財政計画

健全な財政運営に関する条例に基づき、将来にわたって計画的な財政運営を行うため、総合計画との整合性を図った上で向こう5年間の財政見通しを示したもの。(P132)

通級指導教室

発達障がい・言語障がいなど、特別な教育的ニーズに応じて、個別指導を中心とした、きめ細かな指導を行う教室。(P15)

通室生指導員

教育相談室内にある適応指導教室において、通室する不登校児童生徒に対し、心身の安定を図りながら、集団生活への適応力を高める活動や学習指導などを通して、学校復帰を支援・援助する指導員。(P18)

電子申請

申請書の提出や届出などの手続きを自宅のパソコンなどからインターネットを利用してできる仕組み。(P129)

特定環境保全公共下水道

市街化調整区域において、生活環境改善や、水質保全による自然保護などのために整備する下水道。(P106, P108)

特定健診

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診。平成20年度から各医療保険者が加入者（被保険者・被扶養者）に対して行うことが義務付けられている。(P27, P50)

特定個人情報

マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報。(P127)

特定保健指導

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートをすること。(P27)

土砂災害ハザードマップ

土砂災害の被害から市民の生命や財産を守ることを目的に、がけ崩れなどが発生した場合に、被害を受けるおそれのある土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の情報を地図上に示したもの。(P114)

ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など、親しい間柄にあるパートナーとの間で、主として男性から女性に対して加えられる暴力のこと。(P55)

な行

難波田城公園活用推進協議会

難波田城公園を活用した地域の活性化を目的に、地元住民が結成した団体。イベントの開催や売店「ちょっ蔵」の運営などを行っている。(P66)

ニュースポーツ

古くから諸外国で伝統的に行われてきたスポーツを改良した、子どもから高齢者まで誰もが手軽に楽しめる軽スポーツの総称。本市発祥のバトテニスなど。(P63)

認可保育所

保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする 0 歳から就学前の児童の保育を行う施設。国の定める基準を満たし、県の認可を受けている。(P4)

認定こども園

保護者の就労や疾病などにより、保育を必要性とする 0 歳から就学前の児童の保育と、満 3 歳以上の幼児に対する教育を行う施設。国の定める基準を満たし、県の認可を受けている。(P7)

認定農業者

農業経営規模の拡大、経営の合理化などの経営改善計画を作成し、市町村が認定した農業経営者などのこと。(P73)

農業振興地域整備計画

今後も耕作を行っていくべき農地や農業用施設がある農用地区域を保全し、農業を振興するための計画。(P72, P88)

農作業受委託制度

農家が所有農地の農作業の一部、または全部を所有権は移さずに他の農家に委託する制度。(P72)

は行

ハイブリッド和菓子

地元野菜を使用し、女子栄養大学と市内和菓子店が共同開発した和菓子。「双子のふわっぴー饅まん頭」、「ベジ☆どら」、「ベジ☆ロール」の3品。(P72)

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。早期診断と長期にわたる一貫した対応が良い効果を上げるとされている。(P4, P15, P43)

パブリックコメント

市の重要な計画などを決定するにあたり、事前に案を公表し、広く市民の意見を募集し、最終的な意思決定にいかしていく仕組み。(P122)

バリアフリー

障がい者や高齢者が生活する上で行動の妨げになる障壁（バリアー）を排除していくこと。(P100)

ピア・サポート活動

子ども同士の学びあいの場を設け、思いやりや支えあいを推進し、ピア（仲間）・サポート（支援する）する活動。(P14)

PR大使

本市の魅力を市内外にPRすることなどを目的として、様々な分野で活動されている市にゆかりのある著名な方6名に委嘱。それぞれの視点で本市の魅力を発信していただく。(P81, P82, P83)

P F I

Private Finance Initiative の略。公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法。(P126)

美化推進計画（第2次）

富士見市をきれいにする条例の理念を実現するため作成した計画。(P93)

美化推進重点区域

環境美化を推進するため、市が特に指定する必要があると認めた区域。(P93)

非構造部材

建物の構造体以外の、天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器など。(P11, P19, P61, P113)

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。(P33, P34, P111, P112)

病児・病後児保育事業

普段は保育所や放課後児童クラブなどに通う児童が、病中や病気の回復期のため、保育所や放課後児童クラブなどに通えない状態にある場合に、専用施設で一時的に預かる事業。病児保育の対象は、病中や病気の回復期、病後児保育の対象は病気の回復期。(P7, P135)

ファミリーサポートセンター

子育ての手助けをしたい人（提供会員）と、手助けをして欲しい人（依頼会員）が会員になって、地域で子育てを助け合っていくシステム。(P135)

ふじみマーケット

11月23日（いいふじみの日）に開催される農業・商業・工業連携のイベント。地元産農産物の直売や、事業者自慢の品の展示・販売が行われる。(P81)

ふるさとハローワーク

ハローワーク（公共職業安定所）が設置されていない市町村で、国と市町村の共同運営により、職業相談・職業紹介などを行う機関。サンライトホールに設置。(P79, P80)

文化芸術アクションプラン

富士見市文化芸術振興基本計画の施策内容を事業化していくため、実施していく取り組みを具現化したプラン。(P60)

文化芸術アドバイザー

市民が文化芸術活動に触れ、心の豊かさを感じられるまちづくりを進めていくため、市の文化芸術の振興に対し、様々な助言を行う文化芸術の専門家。(P61)

文化芸術振興基本計画

本市の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針となり、市民の文化芸術活動の発展と継続を図ることを目的にした計画。(P61)

文化芸術振興条例

文化芸術の振興で、市民一人ひとりの心豊かな生活と活力あるまちづくりや、次代を担う子どもたちの感性を育むため、文化芸術にかかわる基本理念及び施策の基本となる事項を定めた条例。(P60)

ほ場整備

生産性や収益性の高い農業を展開するため、農地の大区画化などと併せて、道路や用排水路などを整備する事業。(P71)

母子保健推進員

母子の健やかな成長を地域で見守るとともに、乳児家庭の訪問などにより、子育て情報の提供を行い、支援が必要な家庭を行政につなぐパイプ役。町会長の推薦により市長が委嘱している。(P8, P29)

ま行

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）

行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤。(P127)

マスコットキャラクター「ふわっぴー」

市制施行 40 周年記念事業の一環として誕生。本市を内外に P R することなどを目的とした公式マスコットキャラクター。P R 大使としても委嘱している。(P81, P82, P83)

緑の散歩道

まちの中の雑木林などについて、その土地の所有者と市が借地契約を結び、住民が利用できるように一定期間管理している土地。主に 10 年以下の短期契約が多い。(P89, P90)

みずほ学園

就学前の児童を対象に、心身の発達に遅れがある、またはあると思われる児童の発達段階に応じた療育・機能訓練などを行う通園施設。また、地域療育では、児童の心と身体の発達に関する相談や療育支援を行っている。(P4, P43)

や行

ユニバーサルデザイン

障がい、年齢、性別などにかかわらず、すべての人にとって使いやすい製品や建物などのこと。(P58)

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。(P33, P34, P111, P112)

ら行

療育支援

障がいや発達に遅れのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う支援。(P43)

緑地保全基金

市内に残されている貴重な樹林や緑地を保全目的として取得するため基金。基金の原資は、市の予算による積立金や寄附金などとなっている。(P89, P90)

路上喫煙禁止区域

美化推進重点区域において、路上喫煙が他の歩行者などにとって特に危険であると市が指定した区域。(P93)

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活でも、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。(P54)

